

山口県報

令和3年
4月2日
(金曜日)

目次

○告示	一
救急診療所の認定（医療政策課）	一
解除予定保安林（周防大島町）（森林整備課）	一
道路の区域の変更（道路整備課）	一
宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（二件）（都市計画課）	二
山口都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	三
○公告	三
公共測量の実施の終了（監理課）	三
○選管告示	三
公職選挙法施行規程の一部改正	三
山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正	七
○公安委告示	七
技能検定員審査の実施	七
教習指導員審査の実施	一〇

山口県告示第百十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和三年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称 所在地 認定が効力を有する期限
医療法人EMS植田救急クリニック 美祢市大嶺町東分字沖田二二〇の 令和六、三、三一

山口県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和三年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除予定保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字西字波戸ノ上一一八三の八
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年四月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 長門油谷線
道路の区域

区間	旧	新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
長門市油谷角山字東苗代田四二の八 地先から		最狭 二四・五	一七・〇	三九・五	

同市油谷角山 同字四二の三地先ま

新

最狭
一七・〇〇

三九・五

山口県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

宇部市

二 都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画下水道事業宇部市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十三年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

宇部市亀浦一丁目、亀浦二丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目、亀浦五丁目、則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、野中一丁目、野中二丁目、野中三丁目、野中四丁目、野中五丁目、草江一丁目、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目、上野中町、野原一丁目、野原二丁目、恩田町一丁目、恩田町二丁目、恩田町三丁目、恩田町四丁目、恩田町五丁目、五十目山町、笹山町一丁目、笹山町二丁目、末広町、岬町一丁目、岬町二丁目、岬町三丁目、八王子町、東梶返一丁目、東梶返二丁目、東梶返三丁目、東梶返四丁目、大小路一丁目、大小路二丁目、大小路三丁目、沼一丁目、沼二丁目、沼三丁目、海南町、西梶返一丁目、西梶返二丁目、西梶返三丁目、神原町一丁目、神原町二丁目、常藤町、東新川町、芝中町、東芝中町、松山町一丁目、松山町二丁目、松山町三丁目、松山町四丁目、松山町五丁目、錦町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、昭和町四丁目、明神町一丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、明治町一丁目、明治町二丁目、幸町、東見初町、港町一丁目、港町二丁目、川添一丁目、川添二丁目、川添三丁目、琴崎町、中尾一丁目、中尾二丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、宮地町、北琴芝一丁目、北琴芝二丁目、東琴芝一丁目、東琴芝二丁目、西琴芝一丁目、西琴芝二丁目、琴芝町一丁目、琴芝町二丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、常盤町一丁目、常盤町二丁目、新天町一丁目、新天町二丁目、東本町一丁目、東本町二丁目、朝日町、松島

町、相生町、新町、若松町、上町一丁目、上町二丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、小松原町一丁目、小松原町二丁目、鶴の島町、西本町一丁目、西本町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、西中町、助田町、鍋倉町、文京町、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、東小羽山町一丁目、東小羽山町二丁目、東小羽山町三丁目、東小羽山町四丁目、東小羽山町五丁目、北小羽山町一丁目、北小羽山町二丁目、北小羽山町三丁目、北小羽山町四丁目、南小羽山町一丁目、南小羽山町二丁目、南小羽山町三丁目、風呂ヶ迫町、開一丁目、開二丁目、開三丁目、開四丁目、開五丁目、開六丁目、あすとびあ一丁目、あすとびあ二丁目、あすとびあ三丁目、あすとびあ四丁目、あすとびあ五丁目、あすとびあ六丁目、あすとびあ七丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、山門一丁目、山門二丁目、山門三丁目、山門四丁目、山門五丁目、寺の前町、南小串一丁目、南小串二丁目、西小串一丁目、西小串二丁目、西小串三丁目、西小串四丁目、西小串五丁目、西小串六丁目、島一丁目、島二丁目、島三丁目、下条一丁目、下条二丁目、浜田一丁目、浜田二丁目、浜田三丁目、北条一丁目、北条二丁目、上条一丁目、上条二丁目、上条三丁目、上条四丁目、上条五丁目、東藤曲一丁目、東藤曲二丁目、文京台一丁目、文京台二丁目、文京台三丁目、東平原一丁目、東平原二丁目、西平原一丁目、西平原二丁目、西平原三丁目、松崎町、岩鼻町、床波一丁目、床波二丁目、床波三丁目、床波四丁目、床波五丁目、床波六丁目、今村南一丁目、今村南二丁目、今村南三丁目、今村北一丁目、今村北二丁目、今村北三丁目、今村北四丁目、今村北五丁目、東小串一丁目、東小串二丁目、西宇部南一丁目、西宇部南二丁目、西宇部南三丁目、西宇部南四丁目、西宇部北一丁目、西宇部北二丁目、西宇部北三丁目、西宇部北四丁目、西宇部北五丁目、厚南北一丁目、厚南北二丁目、厚南北三丁目、厚南北四丁目、厚南北五丁目、厚南中央一丁目、厚南中央二丁目、厚南中央三丁目、厚南中央四丁目、厚南中央五丁目、厚南中央六丁目、黒石北一丁目、黒石北二丁目、黒石北三丁目、黒石北四丁目、黒石北五丁目、大字西岐波、大字沖宇部、大字川上、大字上宇部、大字中宇部、大字小串、大字中山、大字沖ノ旦、大字藤曲、大字広瀬、大字際波、大字中野開作、大字妻崎開作、大字東須恵、大字東方倉及び大字船木

山口県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
宇部市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
宇部都市計画下水道事業宇部市公共下水道（阿知須処理区）
- 三 事業施行期間
平成三年八月二日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
宇部市大字東岐波

山口県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
山口都市計画下水道事業山口市公共下水道（阿知須処理区）
- 三 事業施行期間
平成三年八月二日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市阿知須



(二〇二) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、和木町長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 二 作業の地域
玖珂郡和木町
- 三 作業の期間
令和二年七月六日から令和三年三月十日まで



山口県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法施行規程（昭和四十四年山口県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

第十三条第一項中「、印を押すとともに」を削り、同条第二項中「記入し、かつ、印を押す」を「記入する」に改める。
第十三条の二第二項中「はらなければ」を「貼らなければ」に改め、同条第二項中「はる」を「貼る」に改め、同条第六項中「記入し、かつ、印を押す」を「記入する」に改める。
第五十六条の二第二項及び第五十八条第六項中「記入し、かつ、印を押す」を「記入する」に改める。

別記第三号様式中「㊟」を削り、

交	付	票	持	証
参	人	氏	名	紙
				機
				関
				の
				印

を

交付票持参人氏名

「備考 候補者届出政党に交付する場合は、「(何選挙区) 候補者氏名」とあるのは、「(何選挙区) 候補者届出政党名」とする。」

「注 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。」

備考 候補者届出政党に交付する場合は、「(何選挙区) 候補者氏名」とあるのは、「(何選挙区) 候補者届出政党名」とする。」

交付票持参人氏名	証紙交付機関の印

別記第三号様式の二中

を

交付票持参人氏名

を

検参印人氏名	持参票氏名	検印機関の印

別記第三号様式の三中

を

検 印 票 持 参 人 氏 名

ここに記入。

別記第四号様式の二十中「㉑」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第四号様式の三十三中「㉑」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第六号様式公営施設使用の個人演説会の開催の申出文書に関する部分中「㉑」を削り、同部分の注に次のように加える。

- 候補者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第六号様式公営施設使用の政党演説会の開催の申出文書に関する部分中「㉑」を

削り、同部分の注に次のように加える。

- 候補者届出政党の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第六号様式公営施設使用の政党等演説会の開催の申出文書に関する部分中「㉑」を削り、同部分の注に次のように加える。

- 衆議院名簿届出政党等の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、衆議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

検 印 票 持 参 人 氏 名	検 印 機 関 の 印

別記第十一号様式中

を

検 印 票 持 参 人 氏 名

ここに記入。

別記第十三号様式中

交付の 証紙の 機関	持名 票氏 付人 参

を

交付票持参人氏名

に改める。

別記第十三号様式の二中

検印の 機関	持名 票氏 印人 参

を

検印票持参人氏名

に改める。

別記第十四号様式中「㊦」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つて下さい。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附 則

この規程は、令和三年四月二日から施行する。

山口県選挙管理委員会告示第二十七号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程(平成六年山口県選挙管理委員会告示第三十五号)の一部を次のように改正する。

令和三年四月二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

別記第一号様式(ネの二)中「㊦」を削り、同様式(ネの二)の注に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つて下さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第二号様式(ネの二)中「㊦」を削り、同様式(ネの二)の注を「注一」に改題し、注に次のように加える。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つて下さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第三号様式(ネの二)中「㊦」を削り、同様式(ネの二)の注に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つて下さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第四号様式(ネの二)中「㊦」を削り、同様式(ネの二)の注に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つて下さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第五号様式(ネの二)中「㊦」を削り、同様式(ネの二)の注に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つて下さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第四号様式から別記第五号様式の二までの規定中「㊦」を削る。
別記第六号様式(ネの二)中「㊦」を削り、同様式(ネの二)の注に次のように加える。

5 請求者(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つて下さい。ただし、請求者(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第六号様式(ネの二)中「㊦」を削り、同様式(ネの二)の注に次のように加える。

4 請求者(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つて下さい。ただし、請求者(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第七号様式(ネの二)中「㊦」を削り、同様式(ネの二)の注に次のように加える。

4 請求者(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つて下さい。ただし、請求者(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附 則

この規程は、令和三年四月二日から施行する。



山口県公安委員会告示第十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和三年四月二日

山口県公安委員会

一 審査の種類

- 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)及び技能検定員審査(準中型)
- 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和三年五月十日(月曜日)から同月十二日(水曜日)までの午前九時か

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円

- 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 二万三千四百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 その他
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

審査の種類	審査の日時及び場所	審査申請書の受付期間及び時間	提出書類	備考
一 技能検定員審査(普通)	二 日時 令和三年五月十三日(木曜日)及び同月十四日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで	三 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 千八百円
二 技能検定員審査(普通)	二 日時 令和三年五月十三日(木曜日)及び同月十四日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで	三 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	備考 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。
三 技能検定員審査(普通)	二 日時 令和三年五月十三日(木曜日)及び同月十四日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで	三 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	備考 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

七 審査手数料

一万九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千五百円
三 教則の内容となっている事項	二千元
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千元
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和三年五月十七日（月曜日）から同月十九日（水曜日）までの午前九時

から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和三年四月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千五百円
三 教則の内容となっている事項	二千元
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千元
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年五月十九日（水曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和三年四月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百元
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和三年四月二日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型）

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円

- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 令和三年五月二十日(木曜日)及び同月二十一日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
令和三年四月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備考	
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 令和三年五月二十六日(水曜日)から同月二十八日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
令和三年四月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三二二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）

及び教習指導員審査（牽引）
 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 令和三年五月二十四日（月曜日）、同月二十五日（火曜日）及び同月三十一日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
 令和三年四月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円

四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に千二百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年五月三十一日（月曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和三年四月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいづれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

令和三年四月二日印刷

発行人所

山口県知事庁